

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書
(自 令和4年3月1日 至 令和4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 すずき矯正歯科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県長崎市川口町 1-1-106

(3) 設立認可年月日 令和4年2月15日

(4) 設立登記年月日 平成4年3月1日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	すずき矯正歯科	長崎県長崎市川口町 1-1-106	

(2) 附帯業務
該当なし

(3) 収益業務
該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和 4 年 3 月 31 日 理事報酬総額の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 すずき矯正歯科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市川口町1-1-106

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 9 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	24,820	I 流 動 負 債	20,587
II 固 定 資 産	19,973	II 固 定 負 債	7,250
1 有 形 固 定 資 産	8,774	負 債 合 計	27,837
2 無 形 固 定 資 産	904	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	10,295	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	6,956
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	16,956
資 産 合 計	44,793	負 債 ・ 純 資 産 合 計	44,793

様式4-2

法人名 医療法人 すずき矯正歯科
 所在地 長崎県長崎市川口町1-1-106

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 3月 1日 至 令和 4年 9月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	49,189
2 事業費用	39,539
本来業務事業利益	9,649
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	
事業利益	9,649
II 事業外収益	24
III 事業外費用	118
経常利益	9,555
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	9,556
法人税等	2,600
当期純利益	6,956

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 すずき矯正歯科
 所在地 長崎県長崎市川口町1-1-106

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 4 年 9 月 30 日現在)

1. 資 産 額 44,793 千円
 2. 負 債 額 27,837 千円
 3. 純 資 産 額 16,956 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	24,820
B 固 定 資 産	19,973
C 資 産 合 計 (A + B)	44,793
D 負 債 合 計	27,837
E 純 資 産 (C - D)	16,956

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式6

監事監査報告書

医療法人 すずき矯正歯科
理事長 鈴木 弘之 殿

私は、医療法人 すずき矯正歯科の令和4年会計年度（令和4年3月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月30日

医療法人 すずき矯正歯科

監事 松尾 剛